

英国会社の登録住所変更の手続き及び費用

特に明記しない限り、本見積書において英国会社とは、英国の「2006 年会社法」に基づき、設立される非公開株式会社をいいます。

登録住所を移転しようとする英国会社は、登録住所を移転してから 14 日以内に英国会社登記所（Companies House）へ申告を提出する必要があります。新たな登録住所は、郵便箱ではなく、政府よりの郵便物を受け取れる、英国国内での実質的な住所でなければなりません。

英国会社の登録住所変更手続きを代行する当所のサービス費用は 120 ポンドです。当所のサービスには、変更に必要な全ての書類の作成・提出が含まれます。具体的には本見積書の第 1 節をご参照ください。

一般的に、お客様より必要な書類を受け取った日から、英国会社の登録住所変更手続きを全て完了するには約 2 営業日かかります。具体的には本見積書の第 4 節をご参照ください。

本見積書はあくまで参考用であり、最終的な取引条件を構成するものではありません。弊所のサービス費用は、個別の案件ごとに提示される見積もりを基準とします。弊所は事前の通知なしに料金を調整する権利を留保します。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Rooms 7F-702, 7/F., 188 Section 5
Nanjing East Road
Songshan District, Taipei
Taiwan 105411
〒105411台湾台北市松山区
南京東路五段188号7樓7F-702室
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

Rooms 502-03, 5/F.,
Lions Mansion Matsugaya
1-4-6 Matsugaya, Taito, Tokyo
Japan 111-0036
〒111-0036東京都台東区松が谷1-4-6
ライオンズマンション5階502-03
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 5, 2/F., 39-41 High Street
New Malden, Surrey
KT3 4BY, UK
T: +44 20 3910 8392

1. サービスと費用

英国会社の登録住所変更手続きを代行する当所のサービス費用は 120 ポンドです。サービス内容の詳細は以下の通りです。

- (1) 英国会社の登録住所変更に関するお客様の質問を回答します。
- (2) 定款を審査します。
- (3) 登録住所変更に関する取締役会の議事録（書面決議書）、及び英国会社登記所が指定した Form AD01 を作成します。
- (4) 所定の Form AD01 を英国会社登記所に提出します。

備考：

- (1) 上記の費用には、登録住所の利用料、翻訳料金、郵便料金（発生する場合）が含まれていません。
- (2) 上記の費用には、銀行又は知的財産権庁に登録されている情報の変更サービス料金が含まれていません。

2. 支払方法

当所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドと合わせてお客様に送信します。サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

お客様が中国本土又は台湾の発票が必要な場合は、当所は、現地税法が定めた税金を別途請求します。

3. 必要書類

英国会社の登録住所変更手続きを行うために、お客様は以下の書類を郵便・ファクス・電子メールにて提供する必要があります。

- (1) 会社設立証明書の写し
- (2) 定款細則の写し
- (3) 直近の確定報告書（Statement of Confirmation）写し
- (4) 確定報告書を提出した後提出された変更書類
- (5) 会社登記所の認証コード（Authentication Code）

啓源がお客様の英国会社の秘書役を務めている場合、お客様は上記の書類を提供する必要がありません。

4. 流れと所要時間

一般的に、書類が揃った後、登録住所変更手続きを完了するには約 2 営業日かかります。具体的な流れ及び所要時間は以下の通りです。

手順	内容	営業日 (予想日数)
1	お客様は登録住所変更に必要な書類（第 3 節）を電子メール・ファクス・郵便にて啓源に提供し、啓源のサービス費用を支払います。	お客様次第
2	啓源は定款を審査し、登録住所変更関連書類を作成した後、お客様に郵送します。	1
3	お客様は署名済書類を電子メールにて当所へ返送します。	お客様次第
4	啓源は署名済書類を英国会社登記所へ提出します。	2～3
合計：		3 営業日

5. 登録住所変更後、お客様に引き渡す書類

登録住所変更の手続きが完了後、下記の法的書類をお客様に引き渡します。

- (1) 署名済の取締役会の議事録又は書面決議
- (2) 提出された Form AD01 の写し

当所は、お客様が指定した場所へ、上記の書類を郵送することができます。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール：info@kaizencpa.com

固定電話：+852 2341 1444

携帯電話：+852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat：+852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト：www.kaizencpa.com